

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- **一度給付を受けた世帯は対象外となります。**
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

南あわじ市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し  
**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

南あわじ市から  
確認書または申請書が届きます  
(要返送)

令和4年6月1日時点で南あわじ市に  
住民登録のある世帯が対象です。

詳しくは裏面「A」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）必着

申請時点で南あわじ市に住民登録のある  
世帯が対象です。

【申請書配布先】南あわじ市役所福祉課  
南あわじ市HP

詳しくは裏面「B」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## A 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

### 給付対象者

#### 下記全てに該当する世帯が対象です

- 令和3年12月10日に住民基本台帳に登録されている世帯
- 世帯全員が住民税非課税である世帯
- 世帯全員が住民税課税者に扶養されていないこと
- 令和3年度住民税非課税世帯に対する給付の対象となる世帯（未申請や辞退含む）と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯又は家計急変世帯に対する給付を受けた世帯ではないこと

#### (1) 確認書が届いた世帯の場合

- 対象となる世帯には、確認事項が書かれた支給要件確認書が届きます。
- 内容（支給要件、振込先等）を確認後、必要事項を記入して、南あわじ市に返送してください。
- 振込先に変更がある方等は、口座通帳（写）等の添付書類が必要です。

#### (2) 申請書が届いた世帯の場合

- 支給要件に該当するかを確認する必要があるため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、南あわじ市に返送してください。

## B 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、南あわじ市の窓口へ、直接又は郵送でご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（南あわじ市の場合） 単身世帯：93万円以下、母・子(1人)の場合：137.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



### 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

南あわじ市市民福祉部福祉課

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」コールセンター

**0799-43-5920**

受付時間 平日 9:00~17:00